

NPO 法人 高松城の復元を進める市民の会

通 常 総 会

\*2023(R5)年 5月24日

\*丸亀町壱番街

カルチャールーム

会 議 次 第

1、開会

2、理事長挨拶

3、議事

- (1) 第1号議案 令和4年度事業報告書及び活動計算書について
- (2) 第2号議案 特定非営利活動法人高松城の復元を進める市民の会の解散について
- (3) 第3号議案 清算人の選任について
- (4) 第4号議案 残余財産の処分について
- (5) 第5号議案 議事録署名人の選任について

4、その他

5、閉会

## 令和 4 年度 事業報告書

特定非営利活動法人  
高松城の復元を進める市民の会

## 1. 事業の成果

コロナの感染状況は、昨年 12 月頃から第 8 波といわれる段階になりましたが、年が明け、感染者数も次第に減少傾向となったことから、3 月 13 日からはマスクの着用が個人の判断となりました。このような状況の中で、去る 7 月 16 日には桜御門の復元が 77 年ぶりに成り、本会では開門式典の協賛行事を実施、それを DVD に収録して会員等に配布しました。また、6 月には松江城見学会、今年 1 月には「かわら版 11 号」を編纂・配布しました。

## 2. 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動にかかる事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者数	受益対象者の 範囲・人数	事業金額 (千円)
情報発信	かわら版①	5 年 1 月	高松市	5 人	会員・一般	5 0
〃	HP の運営	通年	高松市	2 人	会員・一般	7 0
研 修	お城見学会	4 年 6 月	松江市	18 人	18 人	1 1 7
〃	秋の講演会	未実施				
出前講座	講 話	5 年 1 月	附属小 4 年生	1 人	35 人	1
交流連携	他団体等	未実施				

## (2) その他の事業                   なし

## (3) 社員総会及び理事会、その他役員会の開催状況

## ① 社員総会

5 月 25 日 (水) ※ 出席者 37 名           委任状 128 名  
 ※ 令和 3 年度事業報告書及び活動計算書について  
 ※ 令和 4 年度事業計画書 (案) 及び活動予算書 (案)  
 について  
 ※ 役員を選任について

## ② 理事会

4 月 26 日 (火) ※ 出席者 6 名           書面議決 9 名  
 ※ 総会提出議案の審議

## ③ 運営委員会

7 月 1 日、令和 4 年 3 月 4 日の 2 回開催

令和4年度 活動計算書  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人 高松城の復元を進める市民の会

科 目	金 額		(単位:円)
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	670,000		
賛助会員受取会費	0	670,000	
2 受取寄付金・広告料			
受取寄付金・広告料	48,000	48,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
情報発信事業	0		
研修会・講演会事業	0		
情報収集、調査・研究事業	0	0	
5 その他収益			
受取利息	2		
雑収益	0	2	
経常収益計(A)			718,002
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計		0	
(2)その他経費			
高松市への幔幕寄贈事業	1,343,366		
研修補填費	117,630		
講演会費用	0		
交流事業費	0		
事業費計		1,460,996	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
(2)その他経費			
印刷製本費	39,955		
会議費	3,681		
会場使用料	6,600		
消耗品費	6,504		
イベント用資材費	0		
支払手数料	54,182		
通信・運搬費	166,850		
旅費・出張費	0		
雑費	1,408		
管理費計		279,180	
経常費用計(B)			1,740,176
当期経常増減額 (C) = (A) - (B)			-1,022,174


科 目	金 額		(単位:円)
III 経常外収益			
1 固定資産売却益 経常外収益計(D)	0	0	
IV 経常外費用			
1 固定資産売却損 経常外費用計(E)	0	0	
税引前当期正味財産増減額 (F) = (C) + (D) - (E)			-1,022,174
法人税、住民税及び事業税(G)			0
当期正味財産増減額 (H) = (F) - (G)			-1,022,174
設立時(前期繰越)正味財産額(I)			1,074,948
次期繰越正味財産額 (J) = (H) + (I)			52,774


### 監 査 報 告

定款第7章第46条の規定に基づき、令和4年度事業及び収支決算について監査を実施した結果、適正且つ正確に処理されていることを認めます。

令和5年 4月 6 日

特定非営利活動法人 高松城の復元を進める市民の会

監 事 岩 村 浩 二 

監 事 西 山 正 寛 

令和4年度 貸借対照表

令和5年3月31日 現在

特定非営利活動法人 高松城の復元を進める市民の会

科 目	金 額		(単位:円)
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	52,774		
流動資産合計(A)		52,774	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	0		
計器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2)無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3)投資その他資産			
敷金	0		
投資その他資産計	0		
固定資産合計(B)		0	
資産合計(C) = (A) + (B)			52,774
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
未払金	0		
預り金	0		
流動負債合計(D)		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計(E)		0	
負債合計(F) = (D) + (E)			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産(基本金)(G)		1,074,948	
当期正味財産増加(減少)額 (H) = (I) - (G)		-1,022,174	
正味財産(I) = (C) - (F)			52,774
負債正味財産合計 (K) = (F) + (I)			52,774

令和4年度 財産目録  
令和5年3月31日 現在

特定非営利活動法人 高松城の復元を進める市民の会


科 目	金 額		(単位:円)
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手持有高	0		
普通預金 百十四銀行本店営業部	51,976		
郵便貯金 ゆうちょ銀行振替口座	798		
未収金			
未収会費	0		
補助金	0		
流動資産合計(A)		52,774	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	0		
計器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2)無形固定資産			
ソフトウェア	0		
無形固定資産計	0		
(3)投資その他資産			
敷金	0		
投資その他資産計	0		
固定資産合計(B)		0	
資産合計(C)=(A)+(B)			52,774
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	0		
流動負債合計(D)		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計(E)		0	
負債合計(F)=(D)+(E)			0
正味財産(G)=(C)-(F)			52,774

監 査 報 告

定款第7章第46条の規定に基づき、令和4年度事業及び収支決算について監査を実施した結果、適正且つ正確に処理されていることを認めます。

令和5年 4月 6日

特定非営利活動法人 高松城の復元を進める市民の会

監 事 岩村 浩二 

監 事 西山 正寛 

## 第 2 号 議 案

### 特定非営利活動法人 高松城の復元を進める市民の会の解散について

#### { 提 案 理 由 }

本会は平成 21 年（2009）に任意の団体として活動を開始し、平成 26 年に特定非営利活動促進法による法人格を取得して今日まで活動をしてきた。法人格の取得は、対外的にはそれなりの社会的信頼性を得る一方、事務的には行政機関に対して各種の手続きが要求されることとなり、ボランティア活動としては事務負担が大きく、また運営面でのメリットも皆無であった。

そのようなことから、令和元年の総会では、任意団体への移行を提案し可決されていたが準備が整わず、先送りになっていた。今回改めて法人の解散を提案し、作業を進めたい。

なお、これによって本会の活動内容を変えるものではない。

#### ( 参 考 )

##### 定款第 50 条（解散）

1、この法人は、次に掲げる事由により解散する。

##### (1) 総会の決議

2、この法人が解散するときは、会員総数の 4 分の 3以上の承諾を得なければならない。

## 第 3 号 議 案

### 清算人の選任について

#### { 提 案 理 由 }

解散の議決により、法人に関する法律関係と残余財産の整理をする段階に移行するので、残余財産を引き継ぎ、清算決了の登記を行い、所轄庁にその旨を届け出る一連の精算業務を行う責任者を選任する必要がある。

これに、理事・事務局長の谷本義隆氏を充てるものである。

## 第 4 号 議 案

### 残余財産の処分について

{ 提 案 理 由 }

定款 51 条に、「～残存する財産は、法第 11 条第 3 項（※）に掲げるもののうち、総会において出席した会員の過半数の議決を経て、選定される団体に譲渡されるものとする。」とあり、残余財産があれば「高松市」に譲渡する。

※特定非営利活動法人、又は国または地方公共団体

## 第 5 号 議 案

### 議事録署名人の選任について

{ 提 案 理 由 }

本総会の審議状況並びに結果は、記録にして所轄庁に提出する必要がある  
ので、当日出席の 2 名を議長が指名するものである。